

PROJECT



まちの個性が活かされた景観の形成

まちなみは、個々の建設物が連なり集まって構成されています。このため、人々の感性を満足させる良好なまちなみ景観を形成するためには、道路や公共施設の整備はもとより、その地域に生活する人々と行政が互いに協力し合って、景観上の配慮を行うことが必要となっています。

地域の顔づくり

- 駅の周辺や商店街などを地域の顔に育てるとともに、それらを核とした周囲の景観づくりを進めます。
- 地域のシンボルとなる河川・街路・公園・樹林や市街地を流れ地域の人々に親しまれる河川等においては、地域の顔となるよう景観整備に努めます。

景観のネットワーク

- 地域の景観を形成する上で重要な要素である道路や鉄道について、それらの機能面に加え、景観の面に配慮した整備を進めます。
- 堤防や護岸等の連続性によって景観を構成している河川・水路については、周辺との調和に配慮して、地域特性を活かした緑化、環境護岸、遊歩道、サイクリングロードなど、水辺と親しめる景観づくりを進めます。

洗練された都市景観の形成

- 商業施設や業務施設等、都市的機能が集積している都市部については、建築物や都市施設の色彩やデザイン等について十分に配慮し、緑や水のあるオープンスペース等の潤いと安らぎの場づくりを進めます。
- 住宅地については、緑化等によって落ち着きのある景観づくりを進めます。
- 公園・広場の整備に当たっては、シンボリックな樹木の植栽、せせらぎの整備など、緑や水辺の演出によって自然とふれあえる施設を整備します。
- 市街地面積に対する緑地面積の拡大を図り、さわやかな風や心地よい木陰を感じられる都市空間の整備に努めます。

景観づくりへの住民の参加

- 景観は、そこに住む地域の人々によって形成されるものであり、良好な景観づくりには地域の人々の協力が不可欠なことから、地区計画^{*1}・

(※1) 地区計画：土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合い、考えを出し合いながら地区の実情に応じたまちづくりの計画を作ることを行います。作成された地区計画案は、都市計画審議会を経て、市町村が都市計画として決定します。